

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要 (平成 19 年 6 月 22 日法律第 94 号)

(健全化判断比率の公表等)

地方公共団体の長は、毎年度、以下の「健全化判断比率」を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告し、かつ、当該健全化判断比率を公表しなければならない。(第 3 条)

(健全化判断比率) ①実質赤字比率 ②連結実質赤字比率 ③実質公債費比率 ④将来負担比率

(公営企業の経営の健全化 (資金不足比率の公表等))

公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の資金不足比率を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。(第 2 2 条)

(財政の早期健全化)

地方公共団体は、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合には、議会の議決を経て財政健全化計画を定め、公表し、かつ毎年度、その実施状況を議会に報告して公表しなければならない。(第 4 条、第 5 条、第 6 条)

(公営企業の経営の健全化)

地方公共団体は、公営企業の資金不足比率が経営健全化基準以上である場合には、議会の議決を経て経営健全化計画を定め、公表し、かつ毎年度、その実施状況を議会に報告して公表しなければならない。(第 2 3 条、第 2 4 条)

(財政の再生)

地方公共団体は、再生判断比率のいずれかが財政再生基準以上である場合には、議会の議決を経て財政再生計画を定め、公表し、かつ毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表しなければならない。(第 8 条、第 9 条、第 1 8 条)

(地方債発行の制限)

地方公共団体は、再生判断比率のいずれかが財政再生基準以上であり、かつ議会の議決を経て、財政再生計画の同意を総務大臣から同意を得ていないときは、災害復旧費等以外の地方債を発行することができない。(第 1 1 条)